

# 今後の国土の幹線となる道路に関する制度等のあり方について (回答様式)

## 【アンケートの対象とする道路】

以下のアンケートのうち、

- ・1については、高速道路会社の管理する高速道路についてお答え下さい。
- ・2、3、4については、高速自動車国道をはじめとした国土の幹線となる道路(直轄国道を含む:以下「国土幹線道路」とする)についてお答え下さい。

注)文中で【別紙 〇】とあるのは、別紙参考資料を指します。回答の参考にして下さい。

注)文中で【資料 p 〇】とあるのは、第1回国土幹線道路部会(平成24年11月20日)の配付資料を指します。下記 URL よりダウンロードし、回答の参考にして下さい。

[http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/road01\\_sg\\_000115.html](http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/road01_sg_000115.html)

自治体名 福岡県

## 1. 今後の料金制度のあり方

高速道路会社の管理する高速道路の料金については、民営化時の割引導入後、経済対策で追加された利便増進事業による割引の期限が平成25年度末となっています。このため、今後、料金割引の見直しを行う必要があり、あわせて、料金体系を利用者にとって公平でわかりやすいものに再編することについても考える必要があります。そこで、今後の料金制度のあり方について、質問します。

問1-1 今後の料金制度については、高速道路のあり方検討有識者委員会がとりまとめた「今後の高速道路のあり方 中間とりまとめ」(平成23年12月9日)(以下、「中間とりまとめ」とする。)において、

今後の料金制度の基本的な考え方  
(基本となる考え方)

- ・公正妥当な料金の実現と低減への努力
- ・安定的でシンプルな料金制度の構築
- ・弾力的な料金施策等による交通流動の最適化

(具体的な方向性)

- ・料金制度のあり方: 対距離料金を基本とし、水準(料率)は全国で共通  
料率を高くする区間でも、他区間と大きな料金差とならないよう留意  
交通需要等により料率を変動
- ・料金施策の方向性: 様々な政策課題に対応するため、きめ細やかな料金とすることが妥当  
効果を精査した上で導入し、PDCA サイクルで評価、継続・見直しを検討

とされているところですが、この提言についてどのようにお考えになりますか。

[http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/hw\\_arikata/chu\\_matome2/matome.pdf](http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/hw_arikata/chu_matome2/matome.pdf)

- ・ 今後の料金制度については、高速道路を走行することによる受益への対価としての料金が、利用者にとって公平かつシンプルなものとなるよう、料金・償還制度を所管する国が責任を持って検討すべきものと考えている。

問1 - 2] これまで、高速道路の料金割引として、民営化時に導入した割引や、利便増進事業による割引等が導入されてきましたが、その内容についてどのようにお考えになりますか。

【別紙1, 2, 3, 4】【資料6】

- ・ 民営化以降に導入された各種料金割引により、利用者にとっては現在の料金が高速道路の通常料金として定着してきているものと考えている。
- ・ これまで利用者に定着してきた料金を前提として、割引の内容を今後検討すべきであると考えている。なお、その際には料金が安定的に定着するよう配慮すべきと考えている。

問1-3 利便増進事業による割引の期限は平成25年度末となっています。平成26年度以降の料金割引について、一般道路の渋滞解消、地域活性化、物流コストの低減など、重視する点をどのようにお考えになりますか。

また、厳しい財政状況の下、債務の確実な返済や国民負担の最小化など、民営化の考え方も踏まえつつ、割引をどのようにすべきとお考えになりますか。

なお、割引の拡大や、利便増進事業による割引の継続のためには、様々な工夫を行った上でもなお、償還計画の見直しや税金の投入など、何らかの財源確保策が必要となる可能性があります。その場合、どのようにすべきとお考えになりますか。

- ・ 一般道路の渋滞解消、地域活性化、物流コストの低減などの観点から引き続き、料金割引の内容・財源について検討を進め、安定的に財源を確保した上で、料金を設定すべきと考えている。なお、料金割引については、利用者の側に立った割引を継続実施していただきたい。

問1-4 この他に高速道路の料金施策に関するご意見がございましたら、お聞かせ下さい。

- ・ 福岡県においては、これまで実施してきた高速道路の割引により、高速道路と並行して走る都市高速道路で、料金が割高となっている区間が存在する。
- ・ また、高速道路の県内未整備区間が今後供用されることにより、供用中の一般有料道路で新たに供用する高速道路に挟まれる区間が生じ、利便増進事業による料金割引の期限終了後には、一般有料道路区間のみ料金時間割引が適用されない恐れがある。
- ・ したがって、高速道路と都市高速道路あるいは一般有料道路との料金が利用者にとって不均衡とならない措置についてご検討いただきたい。具体的には、公社への国からの財政的な支援が可能かどうか、また、高速道路と同水準となる一般有料道路の料金割引の継続などについて検討していただきたい。

## 2. 今後の維持更新のあり方

高速道路をはじめとした国土幹線道路については、今後、構造物の老朽化が進むなか、大規模更新の需要が高まることが見込まれますが、維持更新については、適切な維持管理を行いながら、ライフサイクルコストの縮減に努めているところです。そこで、今後の維持更新のあり方について、質問します。

【別紙5】【資料3 p32～42】

問2 - 1 今後の高速道路の維持更新のあり方については、「中間とりまとめ」において、

(基本となる考え方)

・債務の確実な償還と将来の更新等への対応

(具体的な方向性)

・更新費用等と償還の扱い : 更新費用等への対応は、厳しい財政状況も踏まえつつ、償還期間延長、償還対象経費の見直し、償還後の継続的な利用者負担を含め、幅広く検討

とされているところです。

無料の直轄国道を含む国土幹線道路の大規模更新需要に対応するために必要な費用について、世代間の負担のバランスおよびその財源をどのようにお考えになりますか。

(無料の国土幹線道路においては、現在の維持更新は税金により実施しています。有料の国土幹線道路においては、現在の維持更新は料金収入により実施し、大規模更新に必要な費用は、現在の償還計画に含まれていません。)

- ・ まず、国民が安全で安心して利用できる高速道路として適正に維持更新していくことが必要であると考えている。
- ・ 国土幹線道路の大規模更新需要に対応するために必要な費用については、大規模な更新が確実に行われるよう、世代間の負担の公平性を確保することは必要と考えている。
- ・ その財源を確保する様々な手法について、幅広く国において検討をお願いしたい。

問2 - 2 この他に維持更新に関するご意見がございましたら、お聞かせ下さい。

- ・ 地方が出資または管理を行っている有料道路についても、高速道路・首都高速道路等と同じく、適正な維持管理・更新が確実に行われるよう、具体的な財源確保や財政的な支援策について、ご検討いただきたい。なお、検討に当たっては公社への財源措置に関するスキームを検討するなど、国における既存の制度を最大限活用する柔軟な対応をお願いしたい。

### 3. 今後のネットワークのあり方

高速道路のネットワークのあり方については、「中間とりまとめ」において、

明確なプライオリティに基づく戦略的整備 ～最優先で取り組む2本柱～

- 1) 「日本経済を牽引する拠点地域」として大都市・ブロック中心都市におけるネットワークの緊急強化  
環状道路など抜本的対策の加速  
ボトルネック箇所への集中的対策  
運用改善等の工夫
- 2) 「繋げてこそそのネットワーク」を改めて認識し脆弱な地域の耐災性を高め、国土を保全するネットワーク機能の早期確保  
走行性の高い国道の活用や完成2車線の採用  
簡易ICの増設  
防災機能の付加

とされているところです。

【別紙6, 7 - 1, 7 - 2, 7 - 3】【資料3 p3～8】

**問 3** 今後の国土幹線道路のネットワークのあり方について、どのようにお考えになりますか。

- ・ 車以外の交通手段が十分ではない地方においては、医療へのアクセスや災害への備えなどの観点から、地域の安全・安心に直結する走行性の高い国道も活用しながら国土幹線道路ネットワークとしての機能を出来る限り早期に確保することが重要と考えている。
- ・ さらに九州において、九州全体の産業・経済・文化の一体的浮揚を図るには、ミッシングリンクを解消し、九州内の循環型高速道路ネットワークを早期に完成することが重要である。

#### 4. 今後の整備・ネットワーク管理の手続きのあり方

高速自動車国道や一般国道など、道路の種別により、都道府県や第三者機関への意見聴取など、整備に至る手続きは異なっています。

高速道路の整備プロセスの扱いについては、「中間とりまとめ」において、

##### 整備プロセスの透明化

- ・道路種別に関わらず、主要な幹線道路について、整備プロセスをできる限り充実
- ・高速道路だけでなく、並行する国道などを対象に、例えば、整備計画の制度やその決定の際に意見を聞く第三者機関など、整備プロセスを整理するとともに、その位置付けを明確にし、国民に分かりやすい形で伝達することが重要

とされているところです。

【別紙8】

問 4 整備の手続きの現状と今後のあり方について、どのようにお考えになりますか。

- ・ 高速自動車国道や一般国道の整備の手続きについては、利用者の意見を十分踏まえて、国民にとってより分かりやすい整備プロセスとしていくことに更に努力していくべきである  
と考える。